

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 神奈川歯科大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療関係専門課程	歯科衛生士科 昼間部（3年制）	夜・通信	30単位	3×3=9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPにて授業科目一覧を公開。授業科目一覧の中で、教員の実務経験に関するチェック欄あり。
(掲載：<https://www.tdh.ac.jp/disclosure>)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東京歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 神奈川歯科大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて理事名簿を公開
(掲載：<https://www.tdh.ac.jp/disclosure>)

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	歯科医院院長	2021年7月 1日～ 2025年6月 30日	組織運営体制の チェック機能
非常勤	学校法人（他法人）顧問	2021年7月 1日～ 2025年6月 30日	組織運営体制の チェック機能
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 神奈川歯科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

【作成について】

歯科衛生士科（3年制）

- 各授業科目については、毎年度、学内会議（教務運営委員会）により、授業科目的設定、講義内容についての検討に基づき、各授業を担当する教員により、作成を行っている。
- 授業科目名、必要時間数、担当教員名、授業項目及び到達目標、授業概要、成績評価方法、教科書及び参考書に関する事項は、全科目共通で記載することが必須となっており、学内の統一様式でシラバス作成を行っている。

【時期について】

翌年度の講義予定（授業計画）は10月～2月に担当教員が作成し、教務運営委員会時の議案で翌年度の事業計画が承認されることで決定する。

決定後、シラバスをHP上に公開する。

授業計画書の公表方法 掲載：<https://www.tdh.ac.jp/disclosure>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則において、学内の成績評価、履修、卒業要件について規定している。

各学科で定める授業科目の試験（レポート含む）により成績評価を行っている。

(参考)

学則

第26条

学業成績は学科試験および実習ならびに平素の成績により評価する。

第27条

考查は前期試験および後期試験とし、学期の終るごとに、授業を行った科目ならびに実習について行う。

第29条

試験の成績は1科目100点満点として、60点以上を合格とする。

第32条

- 第1学年または第2学年において学則で規定した学科についての試験に合格した者を別に定める教務運営委員会の議を経て進級させる。
- 第1学年または第2学年において学則で規定した学科についての試験に合格しなかった者を別に定める教務運営委員会の議を経て仮進級させることがある。なお、仮進級者は進級条件が満たされたときに教務運営委員会の議を経て進級させる。

第33条

本校所定の課程を修了し、教務運営委員会の議を経た者に学校長が卒業証書を授与し、専門士（医療関係専門課程）の称号を与える。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学校独自の評価方法（別紙：成績評価指標及び卒業認定に関する方針）を導入し、成績評価として使用している。卒業時の褒賞（学業優秀賞者、皆勤賞者、精勤賞者、外部団体賞者）にも活用している。

学業成績は、授業科目ごとに行う試験（定期試験、実技試験等）によって評価される。

各授業の評価を100点満点を基準として、60点以上を合格としている。合格者の中でも、評価点数により100～80を優、79～70を良、69～60を可、59点以下を不可として成績が通知される。

総合の成績評価は全科目必修で履修科目数が全員同じであることから成績管理システム（スクールエイド）の一覧から総合点数を算出する。

成績評価方法については、入学時オリエンテーションで学生に通知している。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	掲載： https://www.tdh.ac.jp/disclosure
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業要件については、全授業科目を所定の年次に全て合格することを定めている。

本校所定の課程を修了し、教務運営委員会の議を経た者に校長が卒業証書を授与する。

詳細については学則細則に記載している。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	掲載： https://www.tdh.ac.jp/disclosure
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人 神奈川歯科大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	HPで公開 https://www.tdh.ac.jp/disclosure
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療関係	医療関係専門課程	歯科衛生士科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	117 単位時間／単位	51 /単位	25 単位	41 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
					単位時間／単位		
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240人	246人	人	10人	43人	53人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1. を参照
成績評価の基準・方法
(概要) 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3. を参照
卒業・進級の認定基準
(概要) 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4. を参照
学修支援等
(概要) 講義内容の予習および修得状況セルフチェックのためのプレテスト、ポストテストを各授業で行っている。 欠席者や技術不足者には、別に補講授業を行っている。 また、随時「寺子屋」を開き、学習習慣の獲得や能力向上のための個別指導をしている。 早いうちから専任教員による個人面談を設定し、学習相談、進路指導を行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
70人 (100%)	人 (%)	70人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 一般歯科医院、病院			
(就職指導内容) 処遇面の説明、手順、見学・面接の注意点、外部講師によるセミナー			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士の国家資格取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
242人	10人	4.1%
(中途退学の主な理由) 経済的理由、学力不振、進路変更等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席が続いた場合、学生、家族に電話連絡して状況を確認する。担任とカウンセラーが状況に応じて相談・面接を行う。欠席者や成績不安の者には補講等を行う。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	400,000 円	600,000 円	70,000 円	施設整備費及び実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校 HP にて公開している。 https://www.tdh.ac.jp/disclosure																		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者として、関係企業や保護者、卒業生などを含む評価委員会を組織し、それぞれの知見を活かして評価を行い、次年度以降の改善に取り組んでいる。																		
学校関係者評価の委員 <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>高等学校 副校長</td><td>2024. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>高校副校長</td></tr><tr><td>歯科衛生士団体 役員</td><td>2024. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>業界団体</td></tr><tr><td>歯科医院 院長</td><td>2024. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>企業</td></tr><tr><td>メーカー勤務</td><td>2024. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>企業</td></tr><tr><td>歯科医院勤務</td><td>2024. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>卒業生</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	高等学校 副校長	2024. 4. 1～2025. 3. 31	高校副校長	歯科衛生士団体 役員	2024. 4. 1～2025. 3. 31	業界団体	歯科医院 院長	2024. 4. 1～2025. 3. 31	企業	メーカー勤務	2024. 4. 1～2025. 3. 31	企業	歯科医院勤務	2024. 4. 1～2025. 3. 31	卒業生
所属	任期	種別																
高等学校 副校長	2024. 4. 1～2025. 3. 31	高校副校長																
歯科衛生士団体 役員	2024. 4. 1～2025. 3. 31	業界団体																
歯科医院 院長	2024. 4. 1～2025. 3. 31	企業																
メーカー勤務	2024. 4. 1～2025. 3. 31	企業																
歯科医院勤務	2024. 4. 1～2025. 3. 31	卒業生																
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校 HP にて公開している。 https://www.tdh.ac.jp/disclosure																		
第三者による学校評価 (任意記載事項)																		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.tdh.ac.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113311700056
学校名 (○○大学 等)	東京歯科衛生専門学校
設置者名 (学校法人○○学園 等)	学校法人 神奈川歯科大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		30人	29人	30人
内訳	第Ⅰ区分	13人	14人	
	第Ⅱ区分	11人	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				30人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人			
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人			
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人			
「警告」の区分に連続して該当	—			
計	—			
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期		後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人		
G P A等が下位4分の1		—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人		
計		—		
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。